

議案第35号

天理市地域包括ケア広場条例の制定について

天理市地域包括ケア広場条例を次のように制定しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市地域包括ケア広場条例

(設置)

第1条 市民の健康増進及び介護予防に寄与し、市民の交流を促進するため、本市に地域包括ケア広場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域包括ケア広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市地域包括ケア広場	天理市富堂町300番地11

(事業)

第3条 天理市地域包括ケア広場（以下「広場」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康増進及び介護予防のための講座、教室等の開催
- (2) 市民の自主的な学習活動等の促進
- (3) 市民の交流の場の提供
- (4) その他必要な事業

(使用料)

第4条 広場の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動が目的であると認めるとき。
- (3) 営利が目的であると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

(5) 施設、設備等に損害の生ずるおそれがあると認めるとき。

(6) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(7) 管理上支障があると認めるとき。

(8) その他不相当と認めるとき。

(入場の制限)

第6条 市長は、広場に入場しようとする者又は入場した者が前条各号のいずれかに該当するとき又は規則で定める遵守事項に違反すると認めるときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(損害賠償等)

第7条 広場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。